

情報信託機能の認定スキームの在り方に関する検討会
認定・運用ワーキンググループ（第2回）

再提供禁止の例外の事例について

2021年2月10日
情報銀行推進委員会
認定分科会



■ 再提供の禁止に係る、現「とりまとめ」における記載の整理

③再提供の必要性、すなわち、個人が提供先第三者及び再提供先のサービスを利用すること、及び提供先第三者において情報銀行から受け取った個人情報について付加や加工をすることにより再提供先のサービスが可能・有効となるものを前提とする。

- ・個人が提供先第三者及び再提供先のサービスを利用すること
- ・再提供先のサービスが提供先のサービスと密に連携すること
(提供先が単に“横流し”をするのはダメ)

3-③ 提供先第三者からの「再提供」禁止に関する考え方

■ ④ 「再提供」が一定の条件により認められるケース

黄色部分が情報銀行のコントロールビリティの範囲

再提供先における個人情報の取扱いが、提供元(情報銀行)を介した個人のコントロールビリティの範囲外であるところ、個人情報の提供先第三者から再提供先へ当該個人情報の第三者提供を行うこと及び当該再提供先(業種や事業分類でも可)において、予め情報銀行のUIの中(※)で個人に明示すること、例)決済代行業者Aから、委託・共同利用に該当しない外部の○○サービス事業者Bへ提供等

※ 再提供についてはデフォルトオフだが、上記のような個人情報の流れを明示し、これについて利用者がオンにするようなUIを備える等

情報銀行は、個人起点のデータ活用を推進するために、個人が信頼できる情報銀行に個人情報の取扱いを委任することで、個人の情報に対するコントロールビリティを高めることを目的とするものであることから、情報銀行が提供された第三者による当該情報の再提供は禁止される(情報銀行は、個人の同意があっても、再提供を行う事業者に個人情報を提供してはならない)のが原則である。ただし、次のような条件を満たす場合には、個人のコントロールビリティが確保され、情報信頼性の認定制度の趣旨を損なうものではないものとして、例外的に提供先第三者による再提供を認める(情報銀行は、以下の条件を満たす場合に限って、再提供を行う第三者に対して個人情報の提供を認めることができるものとする。

- ・提供元(情報銀行)は、提供先第三者との契約の中で、再提供について以下の条件を求めること。
- (1) 提供先第三者は、再提供先への提供について、再提供先の業種や事業分類(または個人名)と、その利用目的、提供する個人情報の項目、再提供先に対する個人情報の開示等の請求等の窓口を提供元(情報銀行)に報告すること。
- (2) 個人と提供先第三者との間に契約が締結され、再提供先への第三者提供については、個人情報保護法第23条第4項に基づき、提供先第三者が個人から同意取得すること。
- (3) 再提供先からの異なる第三者提供は認められないこと。

・再提供先における個人情報の取扱いが、提供元(情報銀行)を介した個人のコントロールビリティの範囲外であるところ、提供元(情報銀行)は、個人に対して、提供先第三者から再提供先へ当該個人情報の第三者提供を行うこと及び当該再提供先(業種や事業分類でも可、例)「金融分野のアグリゲーションサービス」を明示すること、再提供については個人により選択可能とし、かつデフォルトオフにすることが望ましい。個人が提供元(情報銀行)側のUIで再提供を可とする場合、個々の再提供先への提供については、提供元(情報銀行)が個人から同意を取得する必要がある。

・再提供の必要性、すなわち、個人が提供先第三者及び再提供先のサービスを利用すること及び提供先第三者において情報銀行から受け取った個人情報について付加や加工をすることにより再提供先のサービスが可能・有効となるものを前提とする。(例)金融分野のアグリゲーションサービス等

※ 認定団体は、提供先第三者の基準が実質的に遵守されるよう(再提供先のセキュリティ、プライバシーに係る体制を確認する等)確認することが望ましい。

①情報銀行は提供先に対して、再提供の条件(1)～(3)を求める

- (1) 再提供先の業種・事業分類・利用目的・項目・相談窓口を、情報銀行に報告すること
- (2) 提供先が、再提供の同意を得る
- (3) 異なる第三者提供はダメ

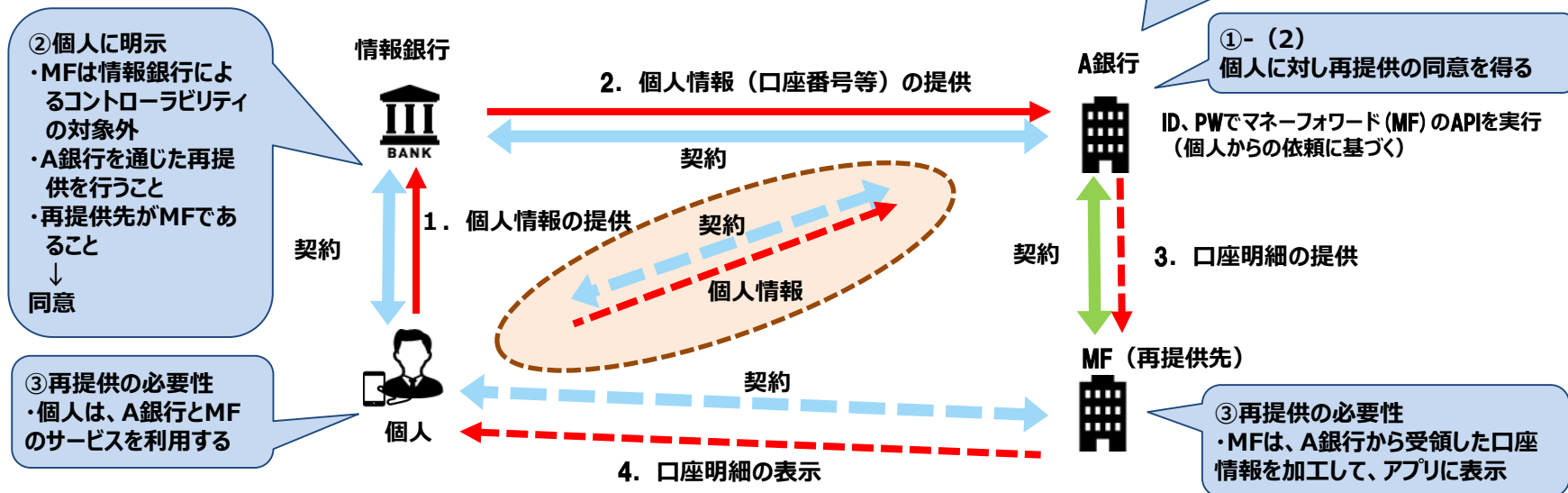
②情報銀行は個人に対し、「再提供先は情報銀行によるコントロールビリティの対象外」「提供先を通じた再提供を行うこと」「再提供先」を明示する。再提供先は個人がデフォルトオフで選択・同意。

※認定団体は、提供先の基準が遵守されているを確認(=審査)することが望ましい。

■ 具体例) 金融アグリゲーションサービス

(現在実施されている事例ではなく、情報銀行を介した場合の想定事例)

・個人のマネーフォワード (MF) アプリ上に、A銀行の口座明細を表示する



前提：個人は「情報銀行」と契約を締結済み。また「A銀行」に口座開設済み。

① 情報銀行はA銀行に対して、再提供の条件 (1) ~ (3) を求める

(1) 再提供先であるMFの業種・事業分類・利用目的・項目・相談窓口を、情報銀行に報告する

(2) A銀行が、再提供の同意を得る (3) 更なる第三者提供はしない

② 情報銀行は個人に対し、「MFは情報銀行によるコントロールビリティの対象外」「A銀行を通じた再提供を行うこと」「再提供先がMFであること」を明示する。⇒個人が同意

③ 再提供の必要性があること が前提である

・個人はA銀行(提供先) びMF(再提供先)のサービスを利用している

・MFの家計簿管理サービスは A銀行の金融サービスを前提とするものである (A銀行の口座情報をMFのアプリ上に表示する)

・A銀行の口座情報がMFに提供されることは、個人にとって明確な利便性がある。

前頁のとおり、MFのようなアグリゲーションサービスについては、再提供禁止の例外を認めることが本人の利益になることが明らかであるから、現「とりまとめ」における③の記載について、再提供禁止の例外の要件を以下のとおりとしたい。

- ・個人は提供先のサービスと再提供先のサービスの双方を利用すること
- ・再提供先のサービスは提供先のサービスを前提とするものであること
- ・再提供について、個人にとっての明確な利便性が認められること